

社会福祉法人総社市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人総社市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が新たな自主財源確保のため、本会が発行する広報誌「社協だより」（以下「社協だより」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 広告は次のいずれの要件にも該当しない場合に限り掲載できる。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に係るもの
- (4) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (5) 個人、法人等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (7) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (10) 人権侵害につながるおそれのあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) その他会長が広告掲載として適当でないとして認められるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載料、申込み手続き等は、別紙のとおりとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、社協だより、本会ホームページのほか、各種機会を通して募集を行うものとする。

(広告の決定)

第5条 会長は、第3条の申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認することが適当と認めるときは広告掲載承認通知書（様式第2号）により、不相当と認めるときは広告掲載不承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の承認通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、速やかに、掲載しようとする広告の原稿等を提出するものとする。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、掲載する広告及び内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第7条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、広告の決定及び掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるとき
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき

(3) 広告主が期日までに広告掲載料を納入しなかったとき

(4) その他、会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由による場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別紙（第3条関係）

広告の規格，掲載料，申込み手続き等

		社協だより
発行詳細	発行回数	毎年度3回（7月号，11月号，3月号）
	発行日	7月号：6月20日，11月号：10月20日，3月号：2月20日 ※土日祝日の場合は翌日
	配布対象	市内各戸配布 市内公共施設等
広告規格	枠数	1号あたり4枠まで
	サイズ	1枠 縦50mm×横85mm
	カラー	フルカラー
	掲載位置	裏表紙下部
掲載料	広告掲載料 （1号あたり）	1枠 15,000円 本会特別会員は9,500円
申込手続等	申込方法	広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、事業所等の概要がわかる資料を添付して下記の申込先に郵送またはメールでご提出ください。
	申込期日	発行日の3か月前までにお申込みください。
	入稿方法	広告原稿は広告主において作成し，データで入稿ください。
	入稿期限	発行日の2か月前まで
	掲載料の納入	本会指定の金融機関へ広告原稿入稿期限までに納入してください。なお、振込手数料は広告主の負担になります。
その他	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。 ・ 広告の決定数が広告枠を超えた場合には、先着順とします。 ・ 頂いたデータ・資料の状況により広告原稿を一部修正及び変更する場合があります。
	お申込み・お問い合わせ先	社会福祉法人総社市社会福祉協議会 総務企画課 〒719-1131 総社市中央一丁目1番3号 総社市総合福祉センター内 電話：0866-92-8555 FAX：0866-94-0089 メール：soumu@sojasyakyo.or.jp

様式第 1 号（第 3 条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人総社市社会福祉協議会長 様

(申込者)

住 所

事業所名

代表者氏名

社会福祉法人総社市社会福祉協議会広告掲載要綱第 3 条の規定により以下のとおり
広告掲載を申し込みます。

広 告 内 容	別添データのとおり	
掲 載 希 望 号 (年度を記入のうえ、希望する 号数に○をつけてください)	() 年度	
	<input type="checkbox"/>	7 月号 (6 月 20 日発行)
	<input type="checkbox"/>	11 月号 (10 月 20 日発行)
	<input type="checkbox"/>	3 月号 (2 月 20 日発行)
連 絡 先 (通知書送付先)	住所	
	氏名	電話

(添付書類)

- ・ 事業所等の概要がわかる資料

(注意事項)

- ・ 広告内容の審査の結果、掲載できない場合があります。
- ・ 広告の決定数が広告枠を超えた場合には、先着順とします。
- ・ 頂いたデータ・資料の状況により広告原稿を一部修正及び変更する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人総社市社会福祉協議会長
（公印省略）

広告掲載承認通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載については、承認します。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人総社市社会福祉協議会長
（公印省略）

広告掲載不承認通知書

年 月 日付で申込みのありました広告掲載については、不承認とします。